

平成〇〇年第〇〇〇号

## 遺言公正証書

本公証人は、平成〇〇年〇月〇日、遺言者山田太郎の囑託により、証人某、同某の立会いのもとに遺言者の下記遺言の趣旨の口述を筆記し、この証書を作成する。

記

第1条 遺言者は、その所有する不動産（別紙1「不動産目録」記載の不動産を含む）及びその上に存する一切の家財道具を、長男山田一郎（昭和〇〇年〇月〇日生）に相続させる。

第2条 遺言者は、その所有する預貯金（別紙2「預貯金債権目録」記載の預貯金を含む）、株式（別紙3「株式目録」記載の株式を含む）、現金その他一切の財産を遺言者をして遺言者が適当と認める方法により換価させ、その換価により得られた金員から第3条記載の各費用を控除した残りの金額を、下記の者に下記のとおり相続させ又は遺贈する。

記

- ① 二男山田次郎（昭和〇〇年〇月〇日生） 2分の1
- ② 三男山田三郎（昭和〇〇年〇月〇日生） 残額

第3条 遺言者は次の各費用を、遺言者の相続財産から支払うものとする。

- 1 遺言者の未払債務の全部
- 2 この遺言の執行に要する費用
- 3 遺言者の葬儀、埋葬の費用

第4条 遺言者は、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

〇〇法律事務所

弁護士 法務正義

昭和〇〇年〇月〇日生

2 遺言者は、遺言執行者に、相続人の同意を要しないで、預貯金等の金融資産に関し、名義変更、解約、払戻し等をする権限、遺言者の権利に属する金融機関の貸金庫に関し開扉、解約、内容物の引取り等をする権限及び相続財産の換価等遺言執行に必要な一切の行為をする権限を付与する。

3 第1項の遺言執行者に対する報酬は、遺言執行者が別途定める基準に従う。

相続のご相談は

1

0120-819-674 (0120はい、苦勞なし) までどうぞ

東京西法律事務所/アンサーズ会計事務所

わかる相続.com

第5条 遺言者は、遺言者及び祖先の祭祀を主宰すべき者として長男一郎を指定する。

2 長男一郎には、墓地を含む山田家の墓及び仏壇など祭祀に必要な財産の一切を承継させる。

(附言事項)

遺言者は、これまで長男一郎の世話になってきたことに鑑み、自宅不動産を長男一郎に残そうとするものである。また、遺言者は、遺言者の財産を世の中に役立てて欲しいとの希望から、その一部を遺贈により寄付するものである。法定相続人は、これらの遺言の趣旨をよく理解して欲しい。

(以下省略)